

登録支援機関の登録・運用をサポートいたします



2019年4月から

新たな在留資格「特定技能」が新設されました。

これまでは“専門的な知識・技能”を持つ外国人のみ、日本国内での就業が認められていましたが、この改正により初めて外国人材の単純労働が解禁されました。

介護・宿泊業・外食業の外国人雇用を検討中の企業様へ

特定技能と技能実習生の大きな違いは、就労ビザだという点です。特に人材難に苦しむ3業界で先行して「技能測定試験」が実施されます。この機会にぜひご検討ください。



●特定技能 介護

介護福祉士候補者の受入れ（EPA）は2018年度までに4,302人、808箇所の施設で雇用されてきました。特定技能1号の在留期間は最長5年のところ、介護福祉士の国家資格を取得すれば在留資格「介護」に変更してより長く働くことができます。

●特定技能 宿泊業

これまではホテルや旅館のフロント業務や企画・広報業務は、技術・人文知識・国際業務などの就労ビザ取得者でしたが、特定技能1号の取得試験に合格すれば職に就くことができます。

●特定技能 外食業

これまで多くの留学生が週28時間の制限のもとで働いていましたが、アルバイト組を卒業して、フルタイム雇用に切り替える飲食チェーンも多く出てくるでしょう。

STEP 01

在留資格「技能実習生」と「特定技能」の検討

（協同組合の設立、または企業単独の検討を含む）

STEP 02

特定技能の利用 → 登録支援機関への登録申請を検討

支援計画の策定、および技能測定試験合格者と面接、受入機関（雇用する企業）の検討と雇用契約書準備など

STEP 03

当法人が登録支援機関の登録申請代行

合格者の入国、在留資格手続き、オリエンテーション、日本語教育、生活支援等、登録支援機関としての運用をサポート

◆料金例

登録支援機関の登録申請代行費用 ￥200,000

以降、1年間の顧問契約を締結 外国人1名につき￥20,000


※登録支援機関運用サポートを含む

※在留資格手続きは顧問契約企業向け単価でご提供

※その他、登録支援機関の一部業務委託も別途契約可能



わたしたちがパートナーです

 行政書士法人 グローアップ（登録支援機関：19登000539）
e-mail : info@glow-up.or.jp webサイト : <https://glow-up.or.jp/>



東京本社：東京都港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F Tel.03-5715-2938
大阪本店：大阪府大阪市中央区難波5-1-60 なんばスカイオ15F Tel.06-6630-8538